様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　6月　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃかけふほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 　株式会社カケフホールディングス  （ふりがな） かけふ　たくお  （法人の場合）代表者の氏名 掛布　拓雄  住所　〒509-0232  岐阜県可児市二野１９７９番地１５０  法人番号　4200001017779  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「カケフグループＤＸ戦略」 | | 公表日 | 2025年　5月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて公表  公表場所：https://kakefu.co.jp/cgi\_data/richtext\_img/up20255813210.pdf  記載箇所：ビジョン（３～４頁） | | 記載内容抜粋 | １　はじめに  カケフグループにおいては、定性的ではなく数字で議論するためにデータを活用したり、分からないことの理解、課題の発見や解決に、ＤＸを活用します。  そして、業務の効率化や省力化だけを目指すのではなく、業務、事業、企業の質を変化させることで、既存ビジネスの付加価値向上や、新たなビジネスの創出を行っていく。その活動を、カケフグループにおけるＤＸと定義します。  ２　経営ビジョンとの連動  　　特に、下記の内容実現のため、ＤＸを推進します。  （１）経営理念  　　ア　鐵の新しい需要と高付加価値の創造  　　イ　お客様の課題解決  　　ウ　社員の幸福の追求および人財育成  （２）ＶＩＳＩＯＮ  　　ア　鐵の多様な可能性の追求  　　イ　「多柱経営」の推進  　　ウ　不易流行を念頭とした、絶え間ない「変革と創造」  　　エ　唯一無二の「永続成長企業」化  　　オ　社会からの期待や要請の的確な受信 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年4月15日の株式会社カケフホールディングス取締役会において承認を得ている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「カケフグループＤＸ戦略」 | | 公表日 | 2025年　5月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて公表  公表場所：<https://kakefu.co.jp/cgi_data/richtext_img/up20255813210.pdf>  記載箇所：ＤＸ戦略概要（５頁）  　　　　　人財育成および文化形成（７頁）  　　　　　ＩＴシステム・デジタル技術の活用（８頁）  　　　　　情報セキュリティ体制（９頁） | | 記載内容抜粋 | １　組織づくり  （１）推進プロジェクト活動  （２）外部人財・企業との連携  （３）経営者の参画  ２　デジタル人財の育成・確保  （１）デジタル・リテラシー向上  　　ア　ＤＸ推進ＰＪ  　　（ア）活動を通じた知識の向上  　　（イ）外部アドバイザーによる教育  　　（ウ）外部企業との意見交換、相互研修の実施  　　イ　グループ各社  　　　　ＤＸ推進ＰＪおよび他社活動内容の活用  （２）関連資格の取得推進  　　ア　デジタル関連資格の取得祝金の拡充  　　イ　外部研修の活用（オール岐阜ＤＸ研修）  （３）取り組み内容の発信・共有  ３　ＩＴシステム・サイバーセキュリティ  （１）情報セキュリティ体制の構築  　　ア　情報セキュリティ基本方針の策定および公表  　　イ　情報セキュリティ管理規程の策定  　　ウ　自己診断および情報セキュリティ教育の実施  （２）システムの導入・見直し  　　ア　ＤＸへの投資予算の確保  　　イ　データやナレッジの全社横断での活用による、業務、事業、企業の質的変革（具体例：ＤＸ推進ＰＪや各社での取り組み内容の共有および活用、タレントマネジメントによる最適な人財配置の検討、エンゲージメントサーベイ結果に基づくWell-being向上施策の実施）  　　ウ　情報セキュリティの強化  　　エ　各社におけるＩＴシステム・デジタル技術の活用による業務、事業、企業の質的変革（具体例：営業活動のデジタル化・効率化による、データに基づいた営業戦略の実行）  （３）取り組み内容の発信・共有 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年4月15日の株式会社カケフホールディングス取締役会において承認を得ている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：ＤＸ推進体制（６頁）  　　　　　人財育成および文化形成（７頁） | | 記載内容抜粋 | 下記の取り組みにより、ＤＸを推進している。  １　株式会社カケフホールディングス取締役会の下、代表取締役社長をオーナーとするＤＸ推進ＰＪを設置  ２　グループ各社からもＰＪメンバーとして参加することで、活動の中に各社の意見を取り入れるとともに、活動内容を各社へ推進している。  ３　外部アドバイザーによる教育や助言を含め、活動を通じたメンバーの知識の向上に繋げている。  ４　外部企業との意見交換や相互研修と実施により、メンバーの知識およびスキルの向上に繋げている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：ＩＴシステム・デジタル技術の活用（８頁）  　　　　　情報セキュリティ体制（９頁） | | 記載内容抜粋 | １　システムの導入・見直し  （１）グループ全体  　　ア　ＨＲツールの導入（最適な人財配置検討による人的資本経営の推進）  　　イ　エンゲージメントサーベイシステムの導入（データに基づく組織としての健康診断の実施）  　　ウ　ローコード／ノーコードアプリ開発ツールの活用による業務改善  エ　クラウド型経費精算システムの活用  （２）ＤＸ推進ＰＪ  　　ア　業務チャットツールの導入によるコミュニケーション基盤の構築  　　イ　情報資産管理ツールの導入  （３）グループ各社  　　　営業ＤＸ（営業活動をデジタル化・効率化し、データに基づいた営業戦略の実行を可能にするためのプラットフォームとしてＳＦＡを活用）をはじめとした、社内ＰＪの推進(業務ＤＸ、物流ＤＸ、システム導入、見直し、開発および改修)  ２　取り組み内容の発信・共有  （１）ＤＸ推進ＰＪ  　　ア　活動を通じて得た知識の発信  イ　活動状況を常に全社へ開示  （２）グループ各社  ア　各社における活動を通じて得た知識の発信  イ　活動状況を全社へ共有 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「カケフグループＤＸ戦略」 | | 公表日 | 2025年　5月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページにて公表  公表場所：https://kakefu.co.jp/cgi\_data/richtext\_img/up20255813210.pdf  記載箇所：成果目標（ＫＰＩ）（１０頁） | | 記載内容抜粋 | １　既存事業の深耕・進化のためのＤＸ案件数：年１件  ２　新規事業の創出のためのＤＸ案件数：年１件  ３　経営基盤の強化のためのＤＸ案件数：年１件  ４　ＤＸ人財の新規育成：年５名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　5月　12日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページにて公表  公表場所：https://kakefu.co.jp/cgi\_data/richtext\_img/up20255813210.pdf  記載箇所：ビジョン（３頁） | | 発信内容 | 「カケフグループＤＸ戦略」（株式会社カケフホールディングス代表取締役社長名で発信）において、トップメッセージとして下記内容を掲載  「DXorDie」とも言われるように、ＤＸを推進できるかどうかが、企業が生き残るための鍵となります。  　ＩＴ業界であろうがなかろうが、業界を問わず、ビックデータやＡＩといったデジタル技術革新、第四次産業革命の影響を、避けることはできません。  　今後、新たなデジタル技術を駆使する企業が選ばれて生き残る一方、ＤＸを推進できない企業の競争力は低下し、衰退していくと言われています。  　そうは言うものの、我々が関係する製造業界ではどうなのでしょうか、建築業界ではどうなのでしょうか。我々が認識している状況は、データと合っているのでしょうか。  　取り組むべき課題には何があり、どのような戦略や解決策が必要なのでしょうか。  　今後ますます変化が激しく、将来の予測が困難で、不確実なＶＵＣＡの時代の中、カケフグループにおいては、定性的ではなく数字で議論するためにデータを活用したり、分からないことの理解、課題の発見や解決に、ＤＸを活用します。  　そして、業務の効率化や省力化だけを目指すのではなく、業務、事業、企業の質を変化させることで、既存ビジネスの付加価値向上や、新たなビジネスの創出を行っていく。その活動を、カケフグループにおけるＤＸと定義します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　2025年　4月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」自己診断を実施し、ＤＸ推進ポータルに結果を登録した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　2025年　5月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION二つ星を自己宣言した。  また、当社ホームページ（https://kakefu.co.jp/news\_sys.cgi?mode=view&key=320043483777&submode=news）に「情報セキュリティ基本方針」を掲載している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。